

## はじめに



甚大な被害をもたらした東日本大震災から、まもなく5年が経とうとしています。この間、県では、環境分野の取組として、原子力発電所事故による放射性物質の環境モニタリング体制の整備や再生可能エネルギーの導入促進などの新たな課題に対し、全庁一丸となって取り組んでまいりました。

また、光化学オキシダント等による大気汚染、手賀沼・印旛沼・東京湾の水質汚濁、里山等の身近な自然環境の荒廃、廃棄物の不法投棄などの環境問題への対応や、大量生産・大量消費型の社会から「循環型社会」への転換、地球規模の気候変動への対応も引き続き重要な課題となっています。

こうした課題に対応し、本県の豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくため、平成27年3月には環境政策のマスタープランである「環境基本計画」を7年ぶりに見直しました。また、平成25年10月に策定した総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」においても、重点施策の一つとして「みんなで守り育てる環境づくり」を掲げ、身近な地域から地球規模に至るまで様々な環境問題に対する施策を積極的に展開しています。

平成27年版環境白書では、「千葉県環境基本計画」に掲げた施策の実施状況や県の環境の現状に加え、最近のトピックスとして、ミヤコタナゴの保護増殖に係る取組、有害鳥獣被害対策の取組、ヤードの適正化に向けた取組について記述しています。

広範な環境問題へ対処していくためには、県のみならず、市町村、事業者・団体、そして県民の皆様が一つになって、「チームちば」で行動していくことが大切です。

本書を通じて、多くの方々が環境問題への理解や関心を深め、本県における環境保全の取組の一層の推進につながりますことを期待しています。

平成28年2月

千葉県知事 森田健作

## 千葉県環境憲章

今、地球はたいへん傷ついています。人間のさまざまな営みが自然の微妙なバランスを崩し、生物の生存基盤をおびやかしています。そして、この根底には人間の「生き方」が大きく関係しています。このままでは、取り返しがつかなくなります。

私たちのふるさと千葉は、美しい海岸線やなだらかな山々、温暖な気候など自然の恵みを受けながら、先人のたゆまぬ努力により今日の社会を築いてきましたが、この過程で空気や水や土の汚染、増大するごみ問題などが発生し、豊かな自然も一部では失われつつあります。

千葉県は首都圏の重要な機能の一翼を担い、また世界に向け大きな飛躍が求められています。うるおいとやすらぎのあるふるさととして、これからも調和ある発展を図り、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

私たちは、かけがえのない地球をささえる一員であることを考え、環境問題に関心を深め、行動する新たなライフスタイルの確立をめざして、ここに千葉県環境憲章を定めます。

- 1 便利さや物を優先するくらしを見直し、地球にやさしいくらしに努めましょう。
- 2 貴重なエネルギーを大切にし、さわやかな青空をめざし、車の上手な利用や適度な冷暖房などに努めましょう。
- 3 房総の青い海、きれいな川や沼をとりもどすよう、よごれた水を流さない心づかいと実践に努めましょう。
- 4 限りある資源の有効活用に努め、「ごみ・ゼロ成長社会」をめざし、ごみを減らし、リサイクルを進めましょう。
- 5 身近ないきものや緑とのふれあいを通じ、自然の成り立ちと役割を学び、生物と共生できる自然環境の保全に努めましょう。
- 6 私たちの一人ひとりが環境の守り手であることを自覚し、家庭、学校、職場、地域で力を合わせ快適な環境づくりを進めましょう。

### ☆表紙写真☆

#### 手賀沼（沼面積：6.5km<sup>2</sup>）

手賀沼は、千葉県の北西部に位置し、隣接する印旛沼とともに県立印旛手賀自然公園に指定されています。

かつては、豊かで清らかな水を湛え、多くの文人に愛された地ですが、都市化の進行により一時、水質が急速に悪化しました。しかし、各種取組により、現在、水質はかなり改善され、都市部に残る自然豊かな憩いの場となっています。

撮影：六角 昭男

# 目 次

## 第1部 特集

I	ミヤコタナゴの保護増殖に係る取組	1
1	生息環境及び生息状況	1
2	生態	2
3	減少要因と課題	3
4	ミヤコタナゴの保全のための取組	3
5	ミヤコタナゴ保全シンポジウムの開催	4
6	ミヤコタナゴ保全の今後の課題	5
II	有害鳥獣被害対策の取組	7
1	有害鳥獣による被害の現状	7
2	千葉県野生鳥獣対策本部の活動	8
3	被害対策の概要	8
4	おわりに	11
III	ヤードの適正化に向けた取組	12
1	はじめに	12
2	条例制定の主な背景	12
3	条例の内容	13
4	条例施行後の取組	14

## 第2部 良好な環境の創造に向けて

序章	県の施策体系	15
第1章	地球温暖化防止に取り組む	19
第1節	温室効果ガスの排出量削減	19
第2節	森林などによる二酸化炭素吸収の確保	27
第3節	オゾン層保護のためのフロン対策	29
第2章	豊かな自然環境の保全・再生と生物多様性の確保	32
第1節	生物多様性保全に向けた総合的施策の展開	32
第2節	自然公園等による優れた自然環境の保全と活用	36
第3節	森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生	42
第4節	都市における緑と水のネットワークづくり	49
第5節	野生生物の保護と管理	56
第3章	資源循環型社会を築く	62
第1節	3Rの推進	62
第2節	廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止	78
第3節	バイオマス利活用の推進	92
第4節	残土の適正管理	96
第4章	安心できる健やかな環境を守る	98
第1節	良好な大気環境の確保	98

第2節	騒音・振動・悪臭の防止	121
第3節	良好な水環境の保全	137
第4節	良好な地質環境の保全	154
第5節	化学物質による環境リスクの低減	167
第6節	放射性物質による環境汚染への対応	175
第5章	環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり	181
第1節	環境学習の推進	181
第2節	環境に配慮した自主的行動と協働の推進	188
第3節	「ちば環境再生基金」の充実と活用	194
第4節	県域を越えた連携と国際環境協力の促進	196
第6章	環境を守り育てるための共通的・基盤的な施策の推進	199
第1節	環境と調和のとれた土地利用の推進	199
第2節	環境影響評価制度の充実	201
第3節	環境情報の提供と調査研究体制の充実	203
第4節	その他の環境保全対策	208
	1. 千葉地域公害防止計画	208
	2. 環境保全協定	209
	3. 特定工場における公害防止組織の整備	210
	4. 公害紛争・公害苦情の処理	211
	5. 環境犯罪の取締り	212
	6. 公害健康被害補償予防制度	213
	7. 市町村の環境保全対策	214
	環境用語解説	215
	・巻末に解説がある用語について、*をつけました。	

※本白書では、年号を示す際に、原則として「平成」の表記は省略しています。